

第4期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

当社の新株予約権等に関する事項	1
業務の適正を確保する体制	1
特定完全子会社に関する事項	5
親会社等との間の取引に関する事項	5

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書	6
連結注記表	7

【計算書類】

株主資本等変動計算書	28
個別注記表	29

株式会社第四北越フィナンシャルグループ

〔 2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで 〕

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもとづき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.dhfg.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

1 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

2 業務の適正を確保する体制

当社は、取締役会決議により、当社及びグループ会社の業務の適正を確保するために「内部統制基本方針」を定め、その実効性の向上に努めております。当事業年度末日現在における当該基本方針の内容及び運用状況の概要については、下記のとおりであります。今後も経営環境の変化に適切に対応するため、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の強化・充実に取り組んでまいります。

<「内部統制基本方針」の内容の概要>

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、「コンプライアンス規程」を制定する。
- ② 当社は、「コンプライアンス委員会」及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統一的に把握・管理するとともに、コンプライアンスに関する体制を整備する。
- ③ 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
- ④ 当社は、「内部通報制度運営規程」を制定し、当社及びグループ会社の役職員が法令違反行為等に対して通報・相談する場合の適正な仕組みを定めるとともに、通報者等を保護する体制を整備する。
- ⑤ 当社は、「顧客保護等管理方針」及び「利益相反管理規則」を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備するとともに、お客さまの利益を不当に害することがないように利益相反を管理する体制を整備する。
- ⑥ 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応規程」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための当社及びグループ会社の体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
- ⑦ 当社は、「インサイダー取引等防止要綱」に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する体制を構築する。また、「文書管理規則」に基づき、株主総会、取締役会等、取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するために「グループリスク管理基本規程」を制定する。
- ② 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、「グループ統一的リスク管理規程」を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
- ③ 当社は、「ALM・リスク管理委員会」及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社に

おける各種リスクを管理するとともに、損失の危険を管理するための体制を整備する。

- ④ 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理体制の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理体制の充実強化を図る。
- ⑤ 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、「業務継続に関する基本規程」を制定し、危機管理について適切に体制整備を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営目標を定めるとともに、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- ② 当社は、「取締役会規程」を制定し、取締役会を適切に運営するとともに、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。
- ③ 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう「職制規則」等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

(5) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、「グループ経営管理規程」において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。
- ② 当社及びグループ会社は、「財務報告に係るグループ内部統制規程」に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- ③ 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、「グループ内取引等に係る基本方針」、「グループ内の業務提携等に係る基本方針」に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
- ④ 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- ⑤ 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役に報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
- ⑥ 当社は、上記⑤で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査等委員会が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。

(7) 前項の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- ① 補助者の任命・異動・人事考課・懲戒処分については、監査等委員会と協議のうえ、決定する。
- ② 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く）は、補助者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないよう配

慮する。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、「監査等委員会規程」等の社内規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査等委員会へ報告する。
- ② 当社及びグループ各社の取締役及び使用人から、経営に資する意見、提言、要望及び通報等を受け入れる内部通報制度（オピニオンボックス）を設け、その内容を監査等委員会に報告する体制、及び当該報告をした者がそれを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- ③ 監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査等委員会へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
- ④ 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査等委員会に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員会が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携をはかることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
- ② 当社は、監査等委員がその職務の執行により生ずる費用の前払又は償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査等委員会が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

<「内部統制基本方針」の運用状況の概要>

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令やルール等に則った厳格な業務運営ならびに経営の透明性の確保を目的として「コンプライアンス委員会」を設置しており、原則として毎月1回開催しております。委員会では、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する課題を把握したうえで、コンプライアンス方針やコンプライアンスの実施状況の確認・審議を行っております。

また、内部通報制度については、「内部通報制度運営規程」により、監査等委員会及びコンプライアンス統括部署を社内の通報窓口としており、報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けないことを定めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る稟議書・報告書・議事録等の重要文書について、「文書管理規則」に従い適切に保存・管理し、取締役はこれらの文書を閲覧することができる体制としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「グループリスク管理基本規程」に基づき、当社グループのリスク管理における統括を行うために、「コンプライアンス委員会」、「ALM・リスク管理委員会」を設置しております。「コンプライア

ンス委員会」は原則として毎月1回、「ALM・リスク管理委員会」は原則として四半期に1回開催しており、各種リスクを的確に認識・把握・管理しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」に基づき原則として毎月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。当該事業年度においては、取締役会を計12回開催いたしました。

また、監査等委員でない取締役をもって構成される経営会議では、「経営会議規程」に基づき、取締役会から委任された事項を決議し、適切かつ効率的な業務執行を行っております。

(5) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「グループ経営管理規程」を制定し、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、グループ一体となった経営を行っているほか、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備しております。

また、「財務報告に係るグループ内部統制規程」に基づき、財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するために、専任の監査等委員会事務局スタッフを1名配置しております。

(7) 前項の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

専任の監査等委員会事務局スタッフの任命・異動・人事考課等は監査等委員会と協議のうえ決定しており、業務執行取締役からの独立性を確保しております。

当該スタッフは、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行しております。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

「監査等委員会規程」を制定し、取締役及び使用人は当社またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに当該事実を監査等委員会へ報告すること、監査等委員会から取締役及び使用人に報告を求めることができることを定めております。

また、「内部通報制度運営規程」を制定し、監査等委員会に内部通報を行った役職員が、報告を理由として不利益な取扱いを受けないことを定めております。

監査等委員会において、内部監査部門から子銀行を含めた内部監査の状況について毎月報告を受けているほか、常勤の監査等委員と内部監査部門において毎月情報連絡会を開催し、意見交換を行うことで、日常的に連携をはかっております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会規程」に基づき、原則として毎月1回監査等委員会を開催し、取締役の業務遂行を監査しております。

監査等委員会は、社内取締役1名及び社外取締役5名で構成し、社内取締役は常勤の監査等委員として

おります。監査等委員会は、会計監査人や監査部と定例的及び随時に意見交換を行うとともに、常勤の監査等委員による経営会議や各種委員会への出席、役職員による業務報告等を通じて連携の強化をはかっており、監査等委員会による監査の実効性確保に努めております。

また、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用について、監査等委員の請求等に従い、適切に処理しております。

3 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区 東堀前通七番町1071番地1	308,516百万円	324,519百万円

4 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

第4期 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	30,000	87,665	271,627	△ 808	388,485
会計方針の変更による累積的影響額			△ 121		△ 121
会計方針の変更を反映した当期首残高	30,000	87,665	271,506	△ 808	388,363
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 5,490		△ 5,490
親会社株主に帰属する当期純利益			15,144		15,144
自 己 株 式 の 取 得				△ 1,088	△ 1,088
自 己 株 式 の 処 分		△ 57		330	273
土地再評価差額金の取崩			14		14
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		11,257			11,257
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	11,199	9,668	△ 758	20,110
当 期 末 残 高	30,000	98,865	281,174	△ 1,566	408,473

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	39,948	△ 4,452	6,266	4,426	46,188	692	18,479	453,845
会計方針の変更による累積的影響額								△ 121
会計方針の変更を反映した当期首残高	39,948	△ 4,452	6,266	4,426	46,188	692	18,479	453,723
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△ 5,490
親会社株主に帰属する当期純利益								15,144
自 己 株 式 の 取 得								△ 1,088
自 己 株 式 の 処 分								273
土地再評価差額金の取崩								14
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								11,257
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 31,917	4,916	△ 14	814	△ 26,201	△ 692	△ 13,434	△ 40,328
当 期 変 動 額 合 計	△ 31,917	4,916	△ 14	814	△ 26,201	△ 692	△ 13,434	△ 20,218
当 期 末 残 高	8,030	464	6,251	5,240	19,987	-	5,044	433,505

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 13社

株式会社第四北越銀行、第四北越リース株式会社、第四コンピューターサービス株式会社
第四信用保証株式会社、第四ジェーシービーカード株式会社、第四北越キャピタルパートナーズ株式会社
第四ディーシーカード株式会社、第四北越証券株式会社
北越リース株式会社、北越カード株式会社、北越信用保証株式会社
第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社、第四北越キャリアブリッジ株式会社

(注)第四北越リース株式会社、第四北越キャピタルパートナーズ株式会社および第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社は、2021年10月1日付で第四リース株式会社、だいし経営コンサルティング株式会社、株式会社ホクギン経済研究所からそれぞれ商号変更しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 4社

だいし食・農成長応援ファンド投資事業有限責任組合
だいし創業支援ファンド投資事業有限責任組合
ほくえつ六次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合
第1号第四北越地域創生投資事業有限責任組合
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

だいし食・農成長応援ファンド投資事業有限責任組合
だいし創業支援ファンド投資事業有限責任組合
ほくえつ六次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合
第1号第四北越地域創生投資事業有限責任組合
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても、連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等 該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 13社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年～9年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、過去3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間（3算定期間）における平均値に基づく損失率で算定しておりますが、これに将来見込み等必要な修正として、景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合、その差分を加えて算定しております。また損失率以上の損失が見込まれる債務者については回収可能見込額を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債務者（正常先1区分、要注意先3区分（※））の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、過去1年間又は過去3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間（3算定期間）における平均値に基づく損失率で算定しておりますが、これに将来見込み等必要な修正として、景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合、その差分を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

※要注意先3区分は、経営改善計画の有無や貸出条件緩和債権の有無等により区分しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,738百万円であります。その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当社及び一部の連結子会社の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

12. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、証券業を営む連結子会社における金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

13. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

14. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

15. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

16. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

上記ヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理並びに金利スワップの特例処理によっている

ヘッジ手段…通貨スワップ並びに金利スワップ

ヘッジ対象…有価証券並びに貸出金

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの並びに相場変動を相殺するもの

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当社は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が121百万円減少、その他資産が32百万円増加、その他負債が207百万円増加、繰延税金資産が53百万円増加、1株当たり純資産が2円66銭減少しております。

また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、地震デリバティブについては、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として取得価額をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、当連結会計年度末よりコスト・アプローチを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

当社グループの連結貸借対照表に占める銀行業を営む連結子会社の貸出金等の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 27,153百万円

うち銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は23,119百万円であり、貸倒引当金は法人顧客に対するものが大宗を占めております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の見積り計上は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施して「債務者区分」(正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)を判定し、決定された債務者区分に応じた「償却・引当」を、償却・引当基準に基づいて行っております。これらの見積りには判断や仮定が含まれており、その主な内容は下記の通りです。また、「償却・引当」の仮定を含む算出方法は、「会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

なお銀行業を営む連結子会社では、貸倒引当金の見積り計上額を評価する目的で、貸倒引当金の見積りに用いている仮定が合理的であるか否か、貸倒引当金残高が将来発生する可能性のある損失をカバーするための十分な残高を有しているか否かを判断するために、様々な要素を考慮して検証を実施しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。この主要な仮定は、当社が前連結会計年度末において判断したものと同一であり、仮定と実績との間に重要な差異が生じた場合に、当社の業績に重要な影響を及ぼすものであることから、引き続き主要な仮定と判断したものであります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

貸出先に対して、決算の開示や信用力に影響を及ぼす事象発生の都度、財務内容、資金繰り、収益力に基づく返済能力、貸出条件及びその履行状況、業種等の特性、事業の継続と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力などを評価し、これらを総合して「債務者区分」を判定しております。また、「債務者区分」の判定に当たっては、貸出先の定量的な情報に加え、定性的情報を勘案した判断を行っております。定性的情報には貸出先の技術力、成長性、将来の業績見通しの仮定も含まれます。さらに、貸出先が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画または合理的で実現性の高い経営改善計画を策定している場合、当該計画に基づく将来の業績見通しも勘案して「債務者区分」の判定を行っております。

「償却・引当」においては、「会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり「必要な修正」を行っておりますが、いずれも将来の貸倒損失に備えるための対応であり、経済環境の見通しや債権の回収可能性などの仮定が含まれます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済、企業活動に長期に渡って広範な影響を与えている事象であり、その影響は引き続き今後一定期間継続するものと想定しております。

当連結会計年度は新型コロナウイルス感染症の影響が、取引先の業績に通年で反映されたこともあり、業績や資金繰りの悪化等の影響を受けた取引先数は前年比で増加し、一部では貸倒等の損失が発生しておりますが、取引先の経営改善・事業再生支援活動に引き続き当社グループの総力を挙げて取り組むほか、各種経済対策などによる信用悪化の抑制効果も見込まれることから、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いております。また足元の業績悪化の状況を可能な限り速やかに債務者区分判定に勘案する態勢としていることから、当連結会計年度末において貸倒引当金の見積方法の変更等は実施しておりません。上記に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定については、前連結会計年度末において当社が置いた仮定を継続するものであり、前連結会計年度から重要な変更は行っておりません。

(3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の影響を含む経済環境の大幅な変化など、当初見積りに用いた仮定が変化した場合には、「債務者区分」や担保の処分可能見込額等が変動する可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(信託を活用した株式報酬制度の導入)

1. 取引の概要

当社は、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）および当社の連結子会社である株式会社第四北越銀行の監査等委員でない取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員（国内非居住者を除く。当社の監査等委員でない取締役、株式会社第四北越銀行の監査等委員でない取締役および執行役員を併せて、以下「対象取締役等」という。）を対象に、当社株式の交付を行う信託型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入致しました。

本制度の導入は、2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードや、2021年3月に施行された改正会社法の趣旨を踏まえ、対象取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社グループの経営理念の実践や中期経営計画の実現による持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させることを目的としています。

本制度は、対象取締役等のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、株式会社第四北越銀行から同行の株主総会決議での承認を経て拠出された金銭を合わせて信託を設定し、当該信託は信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。

信託期間中、予め定める株式交付規程に従い、受益者は一定のポイントの付与を受けた上で、退任時にかかるポイント数の50%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げ）について交付を受け、残りの当社株式については、本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

2. 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において1,083百万円、398千株であり、純資産の部に自己株式として計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 418百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,431百万円
危険債権額	107,144百万円
三月以上延滞債権額	1,321百万円
貸出条件緩和債権額	2,638百万円
合計額	117,536百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の

元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,277百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,130,943 百万円
貸出金	910,659 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	85,305 百万円
売現先勘定	37,006 百万円
債券貸借取引受入担保金	298,397 百万円
借入金	1,346,081 百万円

上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券 22百万円及び有価証券 2,019百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金 10,004百万円、中央清算機関差入証拠金 50,000百万円及び保証金 1,699百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,806,286百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,700,444百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも銀行業を営む連結子会社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行業を営む連結子会社並びにその他の連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、株式会社第四北越銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 12,513百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 78,455百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 8,110百万円(当連結会計年度圧縮記帳額一百万円)
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は130,712百万円であります。

10. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託2,886百万円であります。

(連結損益計算書関係)

- 「その他の経常収益」には、株式等売却益8,566百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却1,746百万円、株式等売却損4,381百万円及び株式等償却517百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増 加株式数	当連結会計年度減 少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	45,942	—	—	45,942	
合 計	45,942	—	—	45,942	
自己株式					
普通株式	236	400	96	539	(注)
合 計	236	400	96	539	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。
 単元未満株式の買取請求による増加 2千株
 株式報酬制度に係る信託による取得 398千株
 普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。
 ストック・オプションの権利行使による譲渡 96千株
 単元未満株式の買増請求による減少 0千株
 なお、当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式が398千株含まれております。

2. 配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	2,742百万円	60円00銭	2021年3月31日	2021年6月1日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	2,748百万円	60円00銭	2021年9月30日	2021年12月1日
合計		5,490百万円			

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金(2021年11月12日取締役会23百万円)を含めております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の 総額	配当金の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	2,748百万円	利益剰余金	60円00銭	2022年3月31日	2022年6月1日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金23百万円を含めております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業を中心に、リース業務、証券業務、信用保証業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主として預金・譲渡性預金により調達した資金を貸出金・有価証券により運用を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、グループ全体の資産及び負債を対象にリスクを統合的に把握・コントロールし、収益の向上と安定化を図るべく資産及び負債の総合管理(ALM)を行っております。その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の法人及び個人向け貸出金であり、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、貸出金などの元本や利息の回収が困難となる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券は債券であり、売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び国内外の金利、有価証券等の価格、外国為替相場等の市場要因が変動することによって、当社グループの保有する資産価値が減少して損失を被る市場リスクに晒されております。

当社グループの金融負債のうち、預金等及び市場性の資金調達については、流動性リスクに晒されており、当社グループの信用力が低下することにより、預金の流出や必要な資金が調達できなくなる可能性に加え、不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被る可能性があります。

当社グループが行っているデリバティブ取引には、取引先の金利や為替に係るリスクヘッジのニーズに対応するため、金利スワップ取引並びに為替予約・通貨オプション等があります。この他、ALMの一環でバンキング業務における金利リスクのコントロール並びに銀行業務の資金過不足の調整と資金流動性の安定的確保を目的として金利スワップ取引・通貨スワップ取引等を行っております。また、子銀行及び一部の連結子会社では、収益力・経営体力に応じた範囲内のトレーディング収益の追求を目的として債券先物取引等を行っております。

これらのデリバティブ取引から発生するリスクには、取引相手方が契約不履行に陥った場合に発生する信用リスク、金利や為替の変動によって損失が発生する市場リスクなどがあります。リスクヘッジ目的のデリバティブ取引については「ヘッジ会計」を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ取引管理に関する運用基準に定められた許容リスク量の範囲内にヘッジ手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象のリスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程に基づき、信用リスクを適切に運営・管理しております。

体制面では、信用リスクの管理部署であるリスク管理部が、信用リスク管理に関する諸規程の整備や分析・評価・改善活動の企画・運営を行っております。

株式会社第四北越銀行においては、営業推進部門から完全に分離した審査部門が、厳正な融資審査を実施し問題債権を適切に管理しているほか、全行を挙げた取り組みである取引先に対する経営改善支援活動などによっても、資産の健全化を図っております。また、貸出金等の信用格付・自己査定については、営業店と本部部門による二段階の査定体制により、厳正に実施しております。更に監査部門による監査では、信用格付・自己査定の適切性・妥当性を検証しております。

与信ポートフォリオについても、特定の地域、業種、企業、グループ等への与信集中の管理を適切に行っております。また、信用リスクの定量化（注）を行い、自己資本に見合った信用リスクリミットの設定等を行っております。

（注）信用リスクの定量化とは、与信ポートフォリオが内包する信用リスク量を、統計的手法を用いて数値化・推計することです。

②市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスクを適正規模に調整し、安定的な収益を確保するため、ALM運営方針を定め、その方針に従って有価証券運用におけるリスク限度額や損失限度額などを決定しております。

また、ALM・リスク管理委員会において、リスク管理に係る重要事項を審議するほか、有価証券運用において重要な事態が発生した場合には速やかに経営に報告する態勢としております。

当社グループは、原則全ての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主としてバリュー・アット・リスク（VaR）を用いて、株式会社第四北越銀行が算定・管理しております。なお、その金額等から影響が軽微な一部の金融商品や一部のグループ会社の金融商品につきましては定量的分析を実施しておりません。

株式会社第四北越銀行では、主にヒストリカル法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1,250日）によるVaRを採用しております（一部の投資信託については分散共分散法を採用）。当連結会計年度末の市場リスク量（非上場株式など市場価格のない金融商品の市場リスクは除く）は、47,359百万円です。なお、預貸金の金利リスクについては、流動性預金のうち、長期間銀行に滞留する預金をコア預金として、内部モデルにより最長10年の満期に振り分け、金利リスクを認識しております。

また、算出されたVaRと理論損益（リスク量計量時点のポートフォリオを固定した場合に発生したと想定される損益）を比較するバックテストを実施し、計測モデルが十分な精度で市場リスクを補足していることを確認しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率でのリスク量を示しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。このため、別途

ストレステスト等により補完する態勢としております。

③流動性リスクの管理

当社グループでは、株式会社第四北越銀行において「流動性リスク管理規程」を制定し、資金繰りに関する管理部署が資金繰り状況を把握・分析し、必要に応じて適切な市場調達を実施しております。

また、不測の事態に備え資金繰り逼迫度に応じて、各々の局面において迅速な対応が行えるよう、対応策や報告連絡態勢を定めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。このほか、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)有価証券			
売買目的有価証券	0	0	—
満期保有目的の債券	1,608	1,597	△10
その他有価証券	2,490,377	2,490,377	—
(2)貸出金(※2)(※3)	5,114,102		
貸倒引当金(※1)	△25,383		
	5,088,718	5,134,665	45,947
資産計	7,580,704	7,626,641	45,937
(1)預金	8,207,503	8,207,565	61
(2)譲渡性預金	233,401	233,401	0
(3)借用金	1,358,761	1,358,762	0
負債計	9,799,667	9,799,730	62
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(398)	(398)	—
ヘッジ会計が適用されているもの(※3)	(5,406)	(5,406)	—
デリバティブ取引計	(5,804)	(5,804)	—

(※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

なお、デリバティブに対応する偶発損失引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象の貸出金の時価に含めて記載しております。

(※3)ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	5,448
組合出資金等(※3)	4,039

(※1)非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2)当連結会計年度において、非上場株式について61百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。なお、組合出資金等には、「その他資産」中の一部が含まれております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	165,671	321,421	455,227	437,931	426,516	422,744
満期保有目的の債券	8	—	—	800	800	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	165,663	321,421	455,227	437,131	425,716	422,744
貸出金(※)	558,957	972,197	751,806	565,492	486,256	1,182,711
合計	724,629	1,293,619	1,207,034	1,003,423	912,772	1,605,456

(※)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない111,606百万円、期間の定めのないもの484,308百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	7,683,310	465,064	51,072	2,117	5,938	—
譲渡性預金	233,401	—	—	—	—	—
借入金	971,190	211,513	175,338	293	426	—
合計	8,887,903	676,577	226,441	2,410	6,365	—

(※)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
売買目的有価証券				
株式	0	—	—	0
其他有価証券				
株式	118,849	16,242	—	135,091
国債	553,658	—	—	553,658
地方債	—	724,799	—	724,799
社債	—	129,307	139,041	268,348
外国証券	352,208	50,103	5,705	408,016
その他	—	17	—	17
デリバティブ取引				
金利関連	—	6,775	—	6,775
通貨関連	—	3,099	—	3,099
その他	—	—	103	103
資産計	1,024,717	930,345	144,849	2,099,912
デリバティブ取引				
金利関連	—	4,271	—	4,271
通貨関連	—	11,404	—	11,404
その他	—	—	103	103
負債計	—	15,675	103	15,779

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は400,444百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	1,589	8	1,597
貸出金	—	—	5,134,665	5,134,665
資産計	—	1,589	5,134,673	5,136,263
預金	—	8,207,565	—	8,207,565
譲渡性預金	—	233,401	—	233,401
借用金	—	1,358,762	—	1,358,762
負債計	—	9,799,730	—	9,799,730

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

自行保証付私募債のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行体の信用状態が実行

後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に区分しております。固定金利によるものは私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた金額に保証料の未経過相当分（未経過保証料）を加味して時価を算定しており、信用スプレッド及び未経過保証料が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

証券化商品（一部債券を含む）は、外部業者（ブローカー等）より入手した価格を、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ時価としており、レベル3に分類しております。

貸出金

貸出金については、固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率又は同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類することとしており、主に取引所取引である債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び連結子会社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利関連取引（金利スワップ

プ、金利オプション等)、通貨関連取引(為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等)等が含まれております。重要な観察できないインプットを用いている場合や資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額に基づき時価を算定している場合はレベル3の時価に分類しており、地震デリバティブ取引が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	信用スプレッド 未経過保証料	0.0%–5.0% 0.0%–2.0%	0.6% 0.2%

※地震デリバティブについては、資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額に基づき時価を算定しており、インプットが存在しないことから、定量的情報は記載しておりません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※1)
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	148,974	△270	237	△9,901	—	—	139,041	—
外国証券	5,865	△51	28	△136	—	—	5,705	—
デリバティブ取引								
その他								
売建	△97	222	—	△228	—	—	△103	125
買建	97	△222	—	228	—	—	103	△125

(※1) 連結損益計算書の「資金運用収益」、「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針、手続及び、時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

信用スプレッド

信用スプレッドは、格付別予想デフォルト率や格付別期間スプレッド及び未保全率を基に算出しております。

一般に、信用スプレッドの著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます

未経過保証料

保証料は、信用格付により算出しております。時価を構成する未経過保証料とは保証料の未経過部分であります。

一般に、未経過保証料は時間の経過とともに減少し、時価の低下を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△14

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	808	808	0
	小計	808	808	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	800	788	△11
	小計	800	788	△11
合計		1,608	1,597	△10

3. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	108,539	67,377	41,161
	債券	534,758	532,081	2,676
	国債	233,005	231,591	1,413
	地方債	167,756	167,092	664
	社債	133,996	133,397	598
	その他	241,285	231,447	9,838
	うち外国証券	66,678	64,039	2,638
	小計	884,583	830,907	53,676
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	26,552	30,314	△3,762
	債券	1,012,048	1,027,335	△15,287
	国債	320,653	331,660	△11,006
	地方債	557,042	560,283	△3,240
	社債	134,352	135,392	△1,039
	その他	567,192	590,426	△23,233
	うち外国証券	341,338	356,139	△14,801
	小計	1,605,793	1,648,076	△42,283
合計		2,490,377	2,478,983	11,393

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	150	150	—
合計	150	150	—

(売却の理由) 買入消却によるものです。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	21,814	4,383	990
債券	231,950	446	614
国債	224,791	397	614
地方債	3,537	42	—
社債	3,621	6	0
その他	343,034	6,345	4,991
うち外国証券	135,739	1,516	959
合計	596,799	11,175	6,595

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、770 百万円（うち株式 455 百万円、債券 314 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。債券については、時価が取得原価に比べて 30%以上下落している場合や、発行会社の財務状態などを勘案し、減損処理を行っております。株式及び証券投資信託については、期末日における時価が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄については全て減損処理を行うほか、時価が 30%以上 50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務状態などにより時価の回復可能性を判断し減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

該当ありません

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当ありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 418 百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第4回新株予約権
決議年月日	2018年5月11日 第四銀行取締役会	2018年5月11日 第四銀行取締役会	2018年5月11日 第四銀行取締役会	2018年5月11日 第四銀行取締役会
付与対象者の 区分及び人数	株式会社第四銀行 取締役3名	株式会社第四銀行 取締役3名	株式会社第四銀行 取締役4名	株式会社第四銀行 取締役5名
株式の種類別のス tock・オプションの数(注2)	当社普通株式 7,400株	当社普通株式 11,400株	当社普通株式 16,610株	当社普通株式 13,450株
付与日(注3)	2010年7月27日	2011年7月28日	2012年7月30日	2013年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めて いない	権利確定条件は定めて いない	権利確定条件は定めて いない	権利確定条件は定めて いない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない	対象勤務期間は定めて いない	対象勤務期間は定めて いない	対象勤務期間は定めて いない
権利行使期間	2018年10月1日～2040 年7月27日	2018年10月1日～2041 年7月28日	2018年10月1日～2042 年7月30日	2018年10月1日～2043 年7月30日

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第8回新株予約権
決議年月日	2018年5月11日 第四銀行取締役会	2018年5月11日 第四銀行取締役会	2018年5月11日 第四銀行取締役会	2018年5月11日 第四銀行取締役会
付与対象者の 区分及び人数	株式会社第四銀行 取締役6名	株式会社第四銀行 取締役6名	株式会社第四銀行 取締役6名、 執行役員3名	株式会社第四銀行 取締役6名、 執行役員5名
株式の種類別のス tock・オプションの数(注2)	当社普通株式 13,540株	当社普通株式 10,220株	当社普通株式 21,420株	当社普通株式 18,050株
付与日(注3)	2014年7月30日	2015年7月30日	2016年7月29日	2017年7月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めて いない	権利確定条件は定めて いない	権利確定条件は定めて いない	権利確定条件は定めて いない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない	対象勤務期間は定めて いない	対象勤務期間は定めて いない	対象勤務期間は定めて いない
権利行使期間	2018年10月1日～2044 年7月30日	2018年10月1日～2045 年7月30日	2018年10月1日～2046 年7月29日	2018年10月1日～2047 年7月28日

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第10回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第11回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第12回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第13回新株予約権
決議年月日	2018年5月11日 北越銀行取締役会	2018年5月11日 北越銀行取締役会	2018年5月11日 北越銀行取締役会	2018年5月11日 北越銀行取締役会
付与対象者の 区分及び人数	株式会社北越銀行 取締役1名	株式会社北越銀行 取締役2名	株式会社北越銀行 取締役2名	株式会社北越銀行 取締役6名
株式の種類別のス tock・オプションの数(注2)	当社普通株式 1,020株	当社普通株式 1,885株	当社普通株式 1,565株	当社普通株式 3,910株
付与日(注3)	2012年7月26日	2013年7月26日	2014年7月28日	2015年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めて いない	権利確定条件は定めて いない	権利確定条件は定めて いない	権利確定条件は定めて いない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない	対象勤務期間は定めて いない	対象勤務期間は定めて いない	対象勤務期間は定めて いない
権利行使期間	2018年10月1日～2042 年7月26日	2018年10月1日～2043 年7月26日	2018年10月1日～2044 年7月28日	2018年10月1日～2045 年7月27日

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第14回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第15回新株予約権
決議年月日	2018年5月11日 北越銀行取締役会	2018年5月11日 北越銀行取締役会
付与対象者の 区分及び人数	株式会社北越銀行 取締役6名	株式会社北越銀行 取締役10名
株式の種類別のス tock・オプションの数(注2)	当社普通株式 5,250株	当社普通株式 6,875株
付与日(注3)	2016年7月27日	2017年7月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めて いない	権利確定条件は定めて いない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない	対象勤務期間は定めて いない
権利行使期間	2018年10月1日～2046 年7月27日	2018年10月1日～2047 年7月26日

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第16回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第17回新株予約権
決議年月日	2018年11月9日当社取締役会	2019年6月25日当社取締役会
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役8名、株式会社第四銀行取締役8名、 株式会社第四銀行執行役員8名、株式会社北越銀 行取締役11名	当社取締役8名、株式会社第四銀行取締役10名、 株式会社第四銀行執行役員6名、株式会社北越銀 行取締役9名、株式会社北越銀行執行役員2名
株式の種類別のス tock・オプションの数(注2)	当社普通株式 50,440株	当社普通株式 65,900株
付与日	2018年12月7日	2019年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2018年12月8日～2048年12月7日	2019年7月30日～2049年7月29日

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第18回新株予約権
決議年月日	2020年6月24日当社取締役会
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役8名、株式会社第四銀行取締役8名、 株式会社第四銀行執行役員7名、株式会社北越銀行 取締役9名、株式会社北越銀行執行役員2名
株式の種類別のス tock・オプションの数(注2)	当社普通株式 80,980株
付与日	2020年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2020年8月1日～2050年7月31日

(注) 1 第1回から第15回までは当社が2018年10月1日付の株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行の共同株式移転により両行の完全親会社として設立されたことに伴い、両行が発行していた新株予約権者に対して当社の新株予約権を交付したものであります。

2 株式数に換算して記載しております。

3 付与日は、株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行における当初の付与日であります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第4回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	7,400	11,400	14,110	9,930
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	7,400	11,400	14,110	9,930
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	7,400	11,400	14,110	9,930
権利行使	4,020	6,330	7,090	4,990
失効	3,380	5,070	7,020	4,940
未行使残	—	—	—	—

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第8回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	9,250	7,130	12,160	10,870
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	9,250	7,130	12,160	10,870
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	9,250	7,130	12,160	10,870
権利行使	5,240	4,230	6,300	4,410
失効	4,010	2,900	5,860	6,460
未行使残	—	—	—	—

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第10回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第11回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第12回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第13回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	1,020	1,055	875	1,500
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	1,020	1,055	875	1,500
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	1,020	1,055	875	1,500
権利行使	—	—	—	—
失効	1,020	1,055	875	1,500
未行使残	—	—	—	—

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第14回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第15回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第16回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第17回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	2,010	3,085	32,730	47,510
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	2,010	3,085	32,730	47,510
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	1,070	1,580	2,290
権利確定	2,010	3,085	32,730	47,510
権利行使	—	1,070	13,360	17,670
失効	2,010	3,085	20,950	32,130
未行使残	—	—	—	—

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第18回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	74,230
付与	—
失効	—
権利確定	74,230
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	2,220
権利確定	74,230
権利行使	21,900
失効	54,550
未行使残	—

(注)「権利確定後」の「失効」は、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し信託型株式報酬制度を導入したことに伴い、付与済みの新株予約権のうち未行使のものについて、信託型株式報酬制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として権利放棄されたものであります。

②単価情報

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第4回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,432	2,432	2,432	2,432
付与日における公正な評価単価(円)	2,860	2,360	2,110	3,000

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第8回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,432	2,432	2,432	2,432
付与日における公正な評価単価(円)	3,690	5,110	3,430	4,900

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第10回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第11回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第12回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第13回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	1,330	1,780	1,900	2,230

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第14回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第15回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第16回新株予約権	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第17回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	2,555	2,445	2,445
付与日における公正な評価単価(円)	1,830	2,394	3,276	2,571

	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ 第18回新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	2,445
付与日における公正な評価単価(円)	1,765

(注) 第1回から第15回については、株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行がそれぞれ当初付与した日における公正な評価単価を記載しております。

(賃貸等不動産関係)

記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 9,436円72銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 332円40銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 331円58銭

株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。

1株当たりの純資産額の算定上控除した当該自己株式の当期末株式数は398千株であります。

1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上控除した当該自己株式の期中平均株式数は219千株であります。

(企業結合等関係)

当社は、2021年10月1日付で当社の連結子会社である第四リース株式会社、株式会社ホクギン経済研究所の株式を、完全子会社である株式会社第四北越銀行からの現物配当及び非支配株主からの株式取得により、当社グループ内の持分比率を100%に引き上げ、当社の完全子会社としております。

また同日付で当社の連結子会社であるだいし経営コンサルティング株式会社の株式を、完全子会社である株式会社第四北越銀行及び第四リース株式会社からの現物配当により取得し、当社の完全子会社としております。

当該株式取得の概要は以下のとおりであります。

1. 現物配当による子会社株式の取得

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称	事業の内容
第四リース株式会社	リース業
株式会社ホクギン経済研究所	経済・社会に関する調査研究・情報提供業務
だいし経営コンサルティング株式会社	ベンチャーキャピタル・コンサルティング業務

② 企業結合日

2021年10月1日

③ 企業結合の法的形式

連結子会社からの現物配当

④ 結合後企業の名称

結合前当事企業の名称	結合後当事企業の名称
第四リース株式会社	第四北越リース株式会社
株式会社ホクギン経済研究所	第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社
だいし経営コンサルティング株式会社	第四北越キャピタルパートナーズ株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

グループ会社の再編等による事業の深化と規制緩和等を踏まえた新たな事業領域の探索を図るとともに、グループ会社機能の最大限の活用とグループ内連携の強化によって、地域経済への一層の貢献と当社連結利益の最大化を実現することを目的とするものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

2. 当社による子会社株式の取得

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称	事業の内容
第四リース株式会社	リース業
株式会社ホクギン経済研究所	経済・社会に関する調査研究・情報提供業務

② 企業結合日

2021年10月1日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

結合前当事企業の名称	結合後当事企業の名称
第四リース株式会社	第四北越リース株式会社
株式会社ホクギン経済研究所	第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

本株式取得の目的については、上記1.(1)⑤「その他取引の概要に関する事項」に記載のとおりであります。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3)子会社株式の追加取得に関する事項

①第四リース株式会社

取得の対価	現金預け金	2,309 百万円
取得原価		2,309 百万円

②株式会社ホクギン経済研究所

取得の対価	現金預け金	42 百万円
取得原価		42 百万円

(4)非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

①資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

②非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

11,257 百万円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第4期 (2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当 期 首 残 高	30,000	7,500	280,163	287,663	4,386	4,386	△ 808	321,241	692	321,933
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当					△ 5,490	△ 5,490		△ 5,490		△ 5,490
当 期 純 利 益					8,292	8,292		8,292		8,292
自 己 株 式 の 取 得							△ 1,088	△ 1,088		△ 1,088
自 己 株 式 の 処 分			△ 57	△ 57			330	273		273
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									△ 692	△ 692
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 57	△ 57	2,801	2,801	△ 758	1,986	△ 692	1,293
当 期 末 残 高	30,000	7,500	280,106	287,606	7,188	7,188	△ 1,566	323,227	-	323,227

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 10年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、当社の取締役への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、これによる計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

追加情報

(信託を活用した株式報酬制度の導入)

1. 取引の概要

当社の監査等委員でない取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）および当社の連結子会社である株式会社第四北越銀行の監査等委員でない取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員（国内非居住者を除く。当社の監査等委員でない取締役、株式会社第四北越銀行の監査等委員でない取締役および執行役員を併せて、以下「対象取締役等」という。）を対象に、当社株式の交付を行う信託型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入致しました。

本制度の導入は、2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードや、2021年3月に施行された改正会社法の趣旨を踏まえ、対象取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社グループの経営理念の実践や中期経営計画の実現による持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させることを目的としています。

本制度は、対象取締役等のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、株式会社第四北越銀行から同行の株主総会決議での承認を経て拠出された金銭を合わせて信託を設定し、当該信託は信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。

信託期間中、予め定める株式交付規程に従い、受益者は一定のポイントの付与を受けた上で、退任時にかかるポイント数の50%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げ）について交付を受け、残りの当社株式については、本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

2. 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末において1,083百万円、398千株であり、純資産の部に自己株式として計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	0百万円
2. 関係会社に対する金銭債権総額	1,088百万円

(損益計算書関係)

1. その他の特別損失には、子会社に対するストック・オプションの未収金消滅損237百万円を計上しております。	
2. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	8,966百万円
営業費用	484百万円
営業取引以外の取引による取引高	237百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	236	400	96	539	(注)
合計	236	400	96	539	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。
 単元未満株式の買取請求による増加 2千株
 株式報酬制度に係る信託による取得 398千株
 普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。
 スtock・オプションの権利行使による譲渡 96千株
 単元未満株式の買増請求による減少 0千株
 なお、当事業年度末の普通株式の自己株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式が398千株含まれております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	10 百万円
株式交付信託関連	51 百万円
その他	12 百万円
繰延税金資産小計	74 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6 百万円
評価性引当額小計	△6 百万円
繰延税金資産合計	68 百万円
繰延税金負債	
その他	1 百万円
繰延税金負債合計	1 百万円
繰延税金資産の純額	66 百万円

(関連当事者との取引)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株式会社 第四北越 銀行	新潟県 新潟市	32,776	銀行業	所有直接 100%	経営管理 等・役員 の兼任	経営管理手数料の受取 (注1)	786	未収 収益	188
							配当金の 受取(注1)	8,179	—	—
							出向者人件 費の支払 (注1)	470	未払 費用	3

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 経営管理手数料の取引条件は、経営管理の負担度合を勘案して決定しております。
- (2) 出向者負担金の支払は、出向元の給与水準に基づいた実費相当額としております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 7,118円99銭

1株当たりの当期純利益金額 181円99銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 181円54銭

株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上控除した当該自己株式の当期末株式数は398千株であります。

1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上控除した当該自己株式の期中平均株式数は219千株であります。

(企業結合等関係)

当社は、2021年10月1日付で当社の連結子会社である第四リース株式会社、株式会社ホクギン経済研究所の株式を、完全子会社である株式会社第四北越銀行からの現物配当及び非支配株主からの株式取得により、当社グループ内の持分比率を100%に引き上げ、当社の完全子会社としております。

また同日付で当社の連結子会社であるだいし経営コンサルティング株式会社の株式を、完全子会社である株式会社第四北越銀行及び第四リース株式会社からの現物配当により取得し、当社の完全子会社としております。

当該株式取得の概要は以下のとおりであります。

1. 現物配当による子会社株式の取得

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称	事業の内容
第四リース株式会社	リース業
株式会社ホクギン経済研究所	経済・社会に関する調査研究・情報提供業務
だいし経営コンサルティング株式会社	ベンチャーキャピタル・コンサルティング業務

② 企業結合日

2021年10月1日

③ 企業結合の法的形式

連結子会社からの現物配当

④ 結合後企業の名称

結合前当事企業の名称	結合後当事企業の名称
第四リース株式会社	第四北越リース株式会社
株式会社ホクギン経済研究所	第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社
だいし経営コンサルティング株式会社	第四北越キャピタルパートナーズ株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

グループ会社の再編等による事業の深化と規制緩和等を踏まえた新たな事業領域の探索を図るとともに、グループ会社機能の最大限の活用とグループ内連携の強化によって、地域経済への一層の貢献と当社連結利益の最大化を実現することを目的とするものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

2. 当社による子会社株式の取得

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称	事業の内容
第四リース株式会社	リース業
株式会社ホクギン経済研究所	経済・社会に関する調査研究・情報提供業務

② 企業結合日

2021年10月1日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

結合前当事企業の名称	結合後当事企業の名称
第四リース株式会社	第四北越リース株式会社
株式会社ホクギン経済研究所	第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

本株式取得の目的については、上記1. (1)⑤「その他取引の概要に関する事項」に記載のとおりであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 第四リース株式会社

取得の対価	現金預け金	2,309 百万円
取得原価		2,309 百万円

② 株式会社ホクギン経済研究所

取得の対価	現金預け金	42 百万円
取得原価		42 百万円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。